

【Q 評議員会の権限】

Q 定款準則によると評議員会の権限は、「法人の業務に関する重要事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」とされていますが、

評議員会には意見を聴くだけで良いのか。もし、反対で議決をした場合にはどうなるのか。

「あらかじめ意見を聴く」とされているが意見を聴かなくてもよい場合があるのか。

A

評議員会は、重要事項の決定に対し意見を述べる諮問機関と理事の選任機関としての位置付けを併せ持つものであり、評議員会に意見を聴き、評議員会が反対の議決をした場合であっても、理事会は法人の業務を決定することができます。

仮に評議員会の意見に反対して理事会において業務を決定した場合には、評議員会において理事を解任することも可能であり、このようにして、評議員会による理事会へのけん制機能が担保されています。

災害時等緊急に法人として意思決定をする必要がある場合など、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合には、事前に意見を聴くことを不要としています。

しかし、この場合には、事後に評議員会の意見を聴くことが必要です。